

実は選べる！！税金の納付方法

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel：0263-88-2514
Fax：0263-88-2516

自宅やオフィスから国の税金が納付できる？

税金を納付する度に金融機関へ出向くのは手間に感じることはありませんか？

インターネットを利用した納付を行えば、金融機関の場所や受付時間等の制限がなくなり、現金等を持ち歩く必要がなくなります。領収書が発行されない等のデメリットもありますが、場合によっては便利にご活用いただけるのではないのでしょうか。

以下は国税の各種納税方法になります。（※地方税は対応していない場合がありますのでご注意ください）

ダイレクト納付

e-tax による電子申告等を行った後、預貯金からの振替により納付する方法

- ★インターネットバンキングがなくても利用可能
- ★インターネットを利用できるパソコンがあれば納付が可能
- ★期日を指定しての納付が可能なので、資金繰り調整が可能

【必要な手続き】

- ・「ダイレクト納付利用届出書」の提出(1か月程度前までに書面で税務署へ提出する必要があります)
- ・e-tax で申告書等の作成・送信及び、納付手続

インターネットバンキングによる電子納税

インターネットバンキングを利用して納付する方法(一部税目に制限がございます)

- ★インターネットを利用できるパソコンがあれば納付が可能

【必要な手続き】

- ・e-tax の開始手続、申告書等の作成・送信
- ・インターネットバンキングでの納付手続

振替納税

預貯金口座からの振替により納付する方法

- ★申告所得税や消費税(個人事業者)の納付のみ
- ★確定申告の納期限に関しては通常より猶予がある
- ★一度手続きを行えば、翌年以降は継続して引落がかかる

【必要な手続き】

- ・納期限までに、振替依頼書の提出

クレジットカード納付

インターネット上でクレジットカードでの支払手続きにより納付する方法

- ★納付税額に応じた決済手数料がかかる
- ★納期限までに支払の手続きをすれば、カードの決済日まで実際の支払を遅らせる事ができる

【必要な手続き】

- ・「国税クレジットカードお支払サイト」にて納付手続き

ご不明点等ございましたら当社までお問い合わせください。